**仁心看護専門学校学生寮管理規則**

（規則の目的）

第１条　この規則は、医療法人仁心看護専門学校学生寮（以下「学生寮」という）の運営上の必要な事項とその他の補助制度について定めるものである。

（名称及び位置）

第２条　学生寮の名称及び位置は次の通りとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| **仁心会隼人寮**○○○号室 | 〒899-5102鹿児島県霧島市隼人町真孝1060-8　仁心会隼人寮〇〇号室 |

　　　　TEL　０９９５－４２－６２６２（管理室）

（主管部）

第３条　入居者の管理及び入居者関係事務は仁心看護専門学校が所管し、土地・建物及び付属設備等の管理は総務局が所管し、理事長がこれを統括する。

（入居者の条件）

第４条　学生寮の入寮資格を有するものは、医療法人仁心会　仁心看護専門学校（以下「学校」という）に在籍する女子学生で「仁心会　修学資金」の貸与者、または学校長が推薦し理事長が認める者でなければならない。また、入寮希望者で抽選に漏れた仁心会修学資金貸与者は仁心会アパート補助制度を利用することが出来る。（別紙「仁心会アパート補助制度規程」に示す）

　　　　入寮可能期間は、入学年度から4年間とする。

（届出）

第５条　学生寮に入居、又は退去するときは、７日以内に「仁心会　隼人寮入居届」（学生寮　様式１）又は「仁心会　隼人寮退去届」（学生寮　様式２）を学校長に経由して総務局に届けなければならない。又駐車場を利用する者は上記の（学生寮　様式１）に記入しなければならない。

（入居者の心得、禁止条項）

第６条　入居者は、各自善良な管理者の注意をもってこれを使用し、常に火気の取扱に注意し、学生寮の自室内並びに共用部分の清掃・清潔・整頓に心掛け、災害の予防に万全を期するとともに、次の行為をしてはならない。

　　　　①理事長の承認なく、火気を扱う器具などを持ち込むこと。

　　　　②理事長の承認なく、家屋その他備え付けの設備の変更又は改修をすること。

　　　　③理事長の承認なく、学生寮の設備の交換若しくは賃貸すること。

　　　　④学生寮及び施設敷地内での営業又はこれに類する行為。

　　　　⑤学生寮に、入居者以外の者を同居又は宿泊させること。

　　　　⑥犬・猫などのペット類の飼育。

　　　　⑦その他綱紀等については、「仁心会隼人寮細則」による。

（退寮など）

第７条　寮生が次の各号のいずれかに該当する時は、理事長から命ぜられた日から１０日以内に寮を退去しなければならない。

　　　　①入寮資格を失ったとき。

　　　　②自ら退寮するとき

　　　　③この規則に反し、又は学生寮に居住することを不適当と認め、理事長が退去を命じたとき。

　　　　④施設の都合により、退去を必要とするとき。

　　　　⑤休学者は休学届提出した月。

　　　　⑥上記以外でも協議の結果退寮と認めた場合。

（入居料等）

第８条　学生寮の入居料等は別途「仁心会　隼人寮細則」に定める。

（費用負担）

第９条　費用負担は下記の通りとする。

①各部屋の電気代は個人負担とする。

②入居者が、故意又は重大な過失により家屋その他の施設を破損又は汚損した場合は現状に復させ又はその補修に要する費用を入居者が負担する。

③退寮するときは入寮した状態前にすること。

（災害時の報告）

第１０条　宿舎が火災・伝染病発生、その他の災害を被った場合は学校へ報告し、学校から総務局に火気の事項について報告するものとする。

　　　①罹災の日時

　　　②学生の氏名、被害の状況

　　　③罹災の原因

　　　④損害額及び復旧費用見積り

　　　⑤その他の必要事項

（災害時の損害）

第１１条　雨漏り・結露・台風被害による学生自身の損害は、学生自身が負うものとする

（修理申請）

第１２条　入居者が宿舎に関して、修理を必要とする時は修理申請書により学校長を経由して総務局に提出しなければならない。

（その他）

第１３条　管理上必要があるときは、家屋・各自の部屋、その他施設の点検を行うことがある。

附則

この規則は平成２８年４月１日から施行する。

この規則は平成２９年６月２６日から改定する。

この規則は平成３０年４月１日から改定する。